

# 弁護士が教えるオープンソース・ソフトウェア・ライセンス

大堀 健太郎

オープンソース・ソフトウェア(以降、OSS)の使用は年々拡大し、今やOSSはさまざまな場面において欠かせないものとなっています。

例えばソフトウェア開発で、すべてを自社開発するとなるとコストも時間もかかりますが、必要な機能の一部につき、ソースコードが開示されているOSSを利用することによって、コストと時間が省略できます。また、機能が優れたOSSが世に多数出ているので、これを使わない手はないということで、OSSが利用されてきているのです。

しかし、OSSが普及してきているわりに、そのライセンスの法的な内容についての理解が普及しているわけではないようです。

そこで本稿では、できるだけ分かりやすくOSSライセンスの法的な基礎知識について解説してみたいと思います<sup>注1</sup>。

## オープンソースとは

オープンソース・ソフトウェアとは、ひと口に言ってしまうと、ソースコードがオープン、つまり利用可能なソフトウェアです。では、ソースコードがオープンであれば、すべてオープンソース・ソフトウェアと呼ぶかといえ、それだけでオープンソース・ソフトウェアと呼ぶと、誤解を生んでしまいます。Open Source Initiative(OSI)の定義する「Open Source Definition<sup>(1)</sup>」(オープンソースの定義)に準拠したオープンソース・ライセンスが適用されるソフトウェアを、オープンソース・ソフトウェアと呼ぶことが多いです。

それでは、オープンソース・ライセンスとは何でしょうか。まず、Open Source Definition(バージョン1.9)の中身を見てみましょう。原文は英語ですが、ここでは意識してかいつまんで説明してみます。内容が難しいという方は、この定義の部分は飛ばして読み

進めて、最後まで読み終えたあとで、戻って読んでみてください<sup>注2</sup>。

### ・まえがき

1. 自由な再頒布
2. ソースコード
3. 派生著作物
4. 作者のソースコードの完全性
5. 個人やグループに対する非差別
6. 活用分野に対する非差別
7. ライセンスの流通
8. ライセンスは製品固有であってはならない
9. ライセンスはほかのソフトウェアを制限してはならない
10. ライセンスは技術中立的でなければならない

以下に詳しく説明します。

## ● Open Source Definition version 1.9の中身

### ▶まえがき(Introduction)

まえがきでは、オープンソースとはソースコードにアクセスできることだけを意味するのではなく、オープンソース・ソフトウェアの頒布条件は以下の基準を満たさなければならない、ということが記載されています<sup>注3</sup>。

### ▶1. 自由な再頒布(Free Redistribution)

ライセンスで、ソフトウェアを販売することも、無料で譲渡することも制限してはならないものとしています。また、ライセンス料などを定めてもならないものとしています。

つまりOSSでは、無償譲渡だけでなく、有償での販売も自由である点に注意が必要です。もっとも、ライセンス料を徴収してはいけません。なお、ざっくりいえば再頒布とは、入手したOSSを販売・譲渡、アップロードなどで、ほかの人がOSSを入手できるよう流通させることをいいます。

注1：本当は、OSSにかかわる歴史がOSSを深く理解するためには重要ですが、歴史の点については優れた解説がさまざまあり、誌面の制限もありますので、ここでは触れないこととします。

注2：注釈付きのオープンソースの定義日本語訳(<http://opensource.jp/osd/osd-japanese.html>)もご参照ください。

注3：頒布とは、原文ではdistributionで、配布することや、流通させることを意味します。